

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年農林省令第三十五号)

改正後			改正前		
<p>別表第1</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p>			<p>別表第1</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p>		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジカンバ	えん麦 大麦 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>7mg/kg</u> <u>2mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> 0.5mg/kg 4mg/kg 0.1mg/kg 200mg/kg	ジカンバ	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>0.5mg/kg</u> <u>0.5mg/kg</u> 0.5mg/kg <u>3mg/kg</u> 0.1mg/kg 200mg/kg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 第2欄における次に掲げる飼料の原料は、それぞれ			1 第2欄に掲げる飼料の原料は、次に掲げる区分に応		

次に定める部位をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 大豆

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

種子

ソ～チ (略)

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

じ、それぞれ次に定める部位をいう。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

ソ～チ (略)

(2)～(5) (略)

2～5 (略)